



(2) 認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う者

(i) 法第九条第三項第一号ハに掲げる者

(ii) 暴力団員等

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う者が、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、認定事業匿名加工医療情報等を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。

ハ 認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行つてのこと。

二 認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う権限を有しない者による認定事業匿名加工医療情報等の取扱いを防止する措置を講じていること。

一 物理的安全管理措置

イ 認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う施設設備を他の施設設備と区分していること。

ロ 認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを制限する措置を講じているとともに、監視カメラの設置その他の当該施設設備の内部を常時監視するための装置を備えていること。

ハ 認定事業匿名加工医療情報等（匿名加工医療情報を除く。）の取扱いに係る端末装置は、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のもの）のをいう。以下同じ。）への記録機能を有しないものとすること。

ニ 認定事業匿名加工医療情報等を消去し、又は認定事業匿名加工医療情報等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合に、復元不可能な手段で行うこと。

四 技術的安全管理措置

イ 標準的の安全管理措置

認定事業匿名加工医療情報等を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十二年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。）を防止するため、適切な措置を講じていること。

ロ 認定事業匿名加工医療情報等の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。

ハ 認定事業匿名加工医療情報等の取扱いに係る電子計算機又は端末装置に使用される者が、該電子計算機又は端末装置において、第三者が当該電子計算機又は端末装置に使用目的に反する動作をさせる機能が具備されていないことを確認していること。

二 認定事業匿名加工医療情報等を電気通信により送受信するとき、又は移送し、若しくは移送を受けるときは、次に掲げる措置を講じていること。

(1) 外部の者との送受信の用に供する電気通信回線として、専用線等（IP—VPI Nサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十六号に掲げるIP—VPI Nサービスをいう。）に用いられる仮想専用線その他のこれと同等の安全性が確保されると認められるものを含む。以下同じ。）を用いること。

(2) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、医療情報取扱事業者からの医療情報の受信に用いるものについては、外部への送信機能を具備させないこと。

(3) (1)に規定する電気通信回線に接続されるサーバ用の電子計算機のうち、匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の送信に用いるものについて、名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の送信に用いるものについて、は、外部からの受信機能を具備させないこと。また、(2)又は本に規定する電子計算機以外のサーバ用の電子計算機を用いること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、認定事業匿名加工医療情報等を適

五

本  
切に移送し、又は移送を受けるために、  
暗号化等必要な措置を講ずること。  
匿名加工医療情報の作成の用に供する医  
療情報の管理は、ニ（2）及び（3）の電子  
計算機以外のサービス用の電子計算機を用  
いることとし、ニ（2）及び（3）に規定す  
る電子計算機を経由する以外の方法によ  
る外部へのネットワーク接続を行わないこ  
と。また、ニ（2）及び（3）に規定する  
電子計算機との接続においては、専用線等  
を用いること。  
その他の措置。

第九条

**第九条** 法第十一一条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第五による届出書に、次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

法第十一条第一項

二 法第十一條第二項の規定による合併後存続  
工医療情報作成事業の全部を譲り受けて認定  
匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継し  
た法人にあつては、様式第六による事業譲渡  
証明書及び認定匿名加工医療情報作成事業の  
全部の譲渡が行われたことを証する書面

する法人であつて、

三 成事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

設立された法人であつて、認定匿名加工医療情報作成事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

2 去第一卷第四回

は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならぬ。

٦٢

一  
様式第八による事業譲渡証明書及び認定履

名加工医療情報作成

れることを証する書面

二 犯人

の講義が満足第一第三項名義に付ける講義の基準に適合してゐることを証する書類

の基準に適合して

### 三 謙受人に係る第三条第一項各号に掲げる 書類

書類

3 法第十一  
条第五項の認可を受けようとする者

は、様式第九による内

を添えて、主務大臣に提出しなければならぬ

卷之二

## 一 合併が行われることを証する書面



**第二十一条** 法第二十五条の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が行わなければならぬい委託を受けた者に対する監督は、匿名加工医療情報等の安全管理が適正に図られるよう、安全管理の業務に関する監査その他必要な措置を講ずることにより行うものとする。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

**第二十二条** 法第二十六条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして主務省令で定めるものは、匿名加工医療情報等の漏えい等が发生し、又は発生したおそれがある事態とする。

(他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供)  
**第二十四条** 認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十七条第一項の規定による医療情報の授受においては、次に掲げる事項を記載した文書により授受に係る他の認定匿名加工医療情報作成事業者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一 法第二十七条第一項の規定により医療情報の提供を行う認定匿名加工医療情報作成事業者の名称、住所及び代表者の氏名

て利用することができる状態にするために必要な情報として主務省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

ホの評価及び改善を行うこと。

二  
イ  
失又は毀損（以下この節において「漏えい等」という。）の発生時における事務処理体制を整備すること。

一  
次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ  
連結可能匿名加工医療情報利用者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法（大正十一年法律第十七号）、高齢者の医療の確保に関する法

第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により適用される同条第二項の規定による再委託について準用する。この場合において、「認定匿名加工医療情報作成事業者」とあるのは、「法第二十四条第二項の規定により匿名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の再委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者」と読み替えるものとする。

3  
レガルナレ  
法第二十六条の規定による報告は、電子情報  
処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機と  
報告をする者の使用に係る電子計算機との電気  
通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  
以下この項において同じ。）を使用する方法  
(電気通信回線の故障、災害その他の理由によ  
り電子情報処理組織を使用することが困難であ  
ると認められる場合にあつては、報告書を提出

**(匿名加工医療情報等の提供方法)**  
**第二十七条** 法第三十一条第二項の規定による厚生労働大臣等に対する匿名加工医療情報等の提供は、厚生労働大臣等が定める情報の送付方法により行うものとする。  
(連結可能匿名加工医療情報にするために必要な情報)  
法第三十一条第二項の匿名医療保険 第二十八条

イ 連結可能匿名加工医療情報の適正管理に  
　　係る基本方針を定めること。

ロ 連結可能匿名加工医療情報を取り扱う者の  
　　の権限及び責務並びに業務を明確にする  
　　こと。

ハ 連結可能匿名加工医療情報に係る管理簿  
　　を整備すること。

二 連結可能な加工医療情報の適正管理に  
　　連結可能な加工医療情報の適正管理に

六 当該認定医療情報等取扱受託事業者が当該認定匿名加工医療情報作成事業者に対してもう報告に関する事項

七 その他当該委託に係る業務について必要な事項

前項の規定は、法第二十四条第二項の規定による再委託について準用する。この場合において、「認定匿名加工医療情報作成事業者」とあるいは、「法第二十四条第一項の規定により匿名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者」と

六 内容 本人への対応の実施状況  
七 公表の実施状況  
八 再発防止のための措置  
九 その他参考となる事項

前項の場合において、認定匿名加工医療情報作成事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（不正の目的をもつて行われたおそれがある匿名加工医療情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態においては、当該事態を知った日から六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなくてはならない。

三 善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。  
三 喜情の内容、原因究明の結果及び改善措置  
を記載した苦情処理記録を作成し、その作成  
の日から三年間保存すること。

**第二十六条** 認定匿名加工医療情報作成事業者は、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情の対応の手順の策定その他の措置を講ずることにより、法第二十九条第一項の目的を達成するためには必要な体制を整備しなければならない。

(令第九条第二項の主務省令で定める書面)  
**第三十条** 令第九条第二項の主務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書面とする。

一 手数料の額  
二 手数料の納付期限  
三 その他必要な事項

(安全管理措置)

**第三十一条** 法第三十二条第二項において読み替えて準用する法第二十二条の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

二 当該委託に係る業務の範囲  
三 当該委託に係る業務の手順に関する事項

四 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを当該認定匿名加工医療情報作成事業者が確認することができる旨

五 当該認定医療情報等取扱受託事業者に対する指示に関する事項

六 前号の指示を行つた場合において当該指示に基づく措置が講じられたかどうかを当該認定匿名加工医療情報作成事業者が確認するこ

に、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をなしうる旨の記載がある場合）が発生した場合においては、漏えい等が発生したおそれがある匿名加工医療情報等の項目である匿名加工医療情報等に係る本人の数を報告しなければならない。

二 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある匿名加工医療情報等の項目

三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある匿名加工医療情報等に係る本人の数

四 原因

**第二十五條** 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業に關し管理する匿名加工医療情報等の取扱いに関する苦情については、次の各号に定めるところにより、これを処理しなければならない。

一 苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

二 前号の規定による原因究明の結果に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業に關し管

化したもの（手数料に関する手続）

**第二十九条** 厚生労働大臣等は、法第三十一条第三項の規定による情報の提供をするときは、認定匿名加工医療情報作成事業者に対し、当該認定匿名加工医療情報作成事業者が納付すべき手数料（同条第五項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

前項の通知を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者は、前項の規定による情報の提供をするときは、該認定匿名加工医療情報作成事業者が納付すべき手数料（同条第五項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者との契約書(付表)によること。

(主務大臣への報告)  
**第二十三条** 認定匿名加工医療情報作成事業者は、去第二十一条の規定による報告をする場合

二 前号の提供を受ける認定匿名加工医療情報  
作成事業者の名称、住所及び代表者の氏名  
三 第一号の医療情報の項目

被保険者番号等をいう。以下この号において同じ。により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号





(法第四十四条において読み替えて準用する法  
第九条第三項第一号の主務省令で定める基準)

**第四十一条** 法第四十四条において読み替えて準用する法第九条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一大規模な医療情報を用いた医療分野の研究開発に関する相当の経験及び識見を有する者であつて、仮名加工医療情報利用事業(認定仮名加工医療情報作成事業者から法第三十五条第一項又は法第四十八条第一項の規定により作成された仮名加工医療情報の提供を受け、当該仮名加工医療情報を用いて医療分野の研究開発を行う事業をいう。以下同じ。)に責任を有するものがいること。

二 前号に規定する者が複数置かれている場合にあつては、医療分野の研究開発に関する相当の経験及び識見を有する者が、仮名加工医療情報利用事業全般を統括管理し、責任を有するものとして選任されていること。

三 仮名加工医療情報利用事業を適正かつ確実に行うに足りる経営的基礎を有すること。

四 広報及び啓発の体制を整備していること。

(安全管理措置)  
第五十二条 法第四十四条において読み替えて準用する法第九条第三項第三号及び法第二十一条の主務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 組織的安全管理措置  
イ 提供仮名加工医療情報の安全管理に係る基本方針を定めていること。

ロ 提供仮名加工医療情報の安全管理に関する相当の経験及び識見を有する責任者を配置していること。

ハ 提供仮名加工医療情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にしていること。

二 提供仮名加工医療情報の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この節において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合における事務処理体制が整備されていること。

ホ 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行つてること。

二 人的安全管理措置  
イ 仮名加工医療情報利用事業を行ふ者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認していること。

イ 仮名加工医療情報利用事業を行ふ者が、

次のようにも該当しない者であることを確認していること。

(1) 役員又は使用人のうちに暴力団員等に該当する者がある者

(2) 提供仮名加工医療情報を取り扱う者うちに次のいずれかに該当する者がある者

(i) 法第九条第三項第一号ハに掲げる者  
(ii) 暴力団員等

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは該当業務の補助者として使用するおそれのある者

ハ 提供仮名加工医療情報を取り扱う者が、認定仮名加工医療情報利用事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、提供仮名加工医療情報を取り扱うことがないことを確保するための措置を講じていること。

ハ 提供仮名加工医療情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行つていること。

ロ 提供仮名加工医療情報を取り扱う権限を有しない者による提供仮名加工医療情報の取扱いを防止する措置を講じていること。

ハ 提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備への立ち入り及び機器の持込みを管理及び制限するための措置を講じていること。

ハ 提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備を特定すること。

ロ 提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持込みを管理及び制限するための措置を講じていること。

ハ 提供仮名加工医療情報の取扱いに係る端末装置に盗難等の防止のための措置を講じており、かつ、原則として、補助記憶装置及び可搬記録媒体への記録機能を有しないものとしていること。

二 提供仮名加工医療情報を利用して行つた分析の成果物を、提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備から持ち出す場合には、

ハ 提供仮名加工医療情報が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ホ 提供仮名加工医療情報を消去し、又は提

供仮名加工医療情報が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

二 提供仮名加工医療情報利用事業を行ふ者が、

次のようにも該当しない者であることを確認していること。

イ 提供仮名加工医療情報の取扱いに係る電子計算機及び端末装置において当該提供仮

名加工医療情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講じていること。

ロ 提供仮名加工医療情報を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講じていること。

ハ 提供仮名加工医療情報の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録するとともに、通常想定されない当該電子計算機及び端末装置の操作を検知し、当該操作が行われた電子計算機及び端末装置を制御する措置を講じていること。

二 提供仮名加工医療情報の取扱いに係る電子計算機及び端末装置が電気通信回線に接続していることに伴う提供仮名加工医療情報の漏えい等を防止するため、適切な措置を講ずること。

二 提供仮名加工医療情報利用事業者との間で共同して利用される提供仮名加工医療情報を作成したことによる提供仮名加工医療情報が当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合又は当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者からの提供を受ける場合においては、当該提供仮名加工医療情報を作成した認定仮名加工医療情報作成事業者及び当該他の認定仮名加工医療情報利用事業者との間の契約において、提供仮名加工医療情報の授受に係る安全管理のための措置が提供仮名加工医療情報の利用の態様に応じて適正であることを確保していること。

二 法第四十四条 第四条、第四条の二、第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十二条、第二十三条(第一項第六号を除く)、第二十五条及び第二十六条の規定は、法第四十一条の認定及び認定仮名加工医療情報利用事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 ロ 当該提供仮名加工医療情報の項目を限定するため、適切な措置を講じていること。

二 法第四十四条において読み替えて準用する法第十一条の帳簿は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

3 各号に規定する場合には、その都度、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。

二 法第四十四条において読み替えて準用する法第十一条の帳簿は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

3 認定仮名加工医療情報利用事業者は、第一項各号に規定する場合には、その都度、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。



## 第五章 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者に対する認定匿名加工医療情報の提供停止の求めの方法)

**第四十七条** 法第五十二条第一項の規定による提供停止の求めは、医療情報取扱事業者に対し、書面又は口頭その他の方で行うものとする。

(医療情報の提供停止の求めの方法)

(医療情報の提供に係る事前の通知等)

### 第四十八条

法第五十二条第一項又は第二項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報によって識別される本人又はその遺族が当該提供の停止を求めるために必要な期間を定めて通知すること。

二 本人が法第五十二条第一項各号に掲げる事項を認識することができる適切かつ合理的な方法によること。

三 医療情報取扱事業者が、法第五十二条第一項又は第二項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

四 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十四によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

五 医療情報取扱事業者は、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

六 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

七 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

八 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

九 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十一 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十二 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十三 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十四 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十五 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十六 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十七 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十八 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

十九 医療情報取扱事業者が、代理人によつて前項の規定による届出をする場合には、同様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

<p>一 前号の求めを行つた者の氏名及びその他の書面の交付</p> <p>二 前号の求めを行つた者の氏名及びその他の書面の交付</p> <p>三 法第五十二条第一項の規定による届出を行つた場合 同項各号に掲げる事項</p> <p>四 法第五十二条第三項の規定により公表され</p>
<p>二 法第五十二条第一項の規定による変更の届出を行つた場合 変更後の同条第一項各号に掲げる事項</p>
<p>三 法第五十二条第一項の規定による医療情報の提供をやめた旨の届出を行つた場合 その旨</p>
<p>四 法第五十二条第一項の規定による医療情報の提供を行つた場合 その旨</p>
<p>五 法第五十二条第一項の規定による医療情報の提供を行つた場合 その旨</p>

<p>一 前号の求めを行つた者の氏名及びその他の書面の交付</p> <p>二 前号の求めを行つた者の氏名及びその他の書面の交付</p> <p>三 法第五十二条第一項の規定による届出を行つた場合 同項各号に掲げる事項</p> <p>四 法第五十二条第三項の規定により公表され</p>
<p>二 法第五十二条第一項の規定による変更の届出を行つた場合 変更後の同条第一項各号に掲げる事項</p>
<p>三 法第五十二条第一項の規定による医療情報の提供をやめた旨の届出を行つた場合 その旨</p>
<p>四 法第五十二条第一項の規定による医療情報の提供を行つた場合 その旨</p>
<p>五 法第五十二条第一項の規定による医療情報の提供を行つた場合 その旨</p>

第五十五条 第一項	第五十五条 第二項	第五十五条 第三項	第五十五条 第四項	第五十五条 第五項
行つた	受けた	受けた	受けた	受けた
第五十五条 第一項	第五十五条 第二項	第五十五条 第三項	第五十五条 第四項	第五十五条 第五項



様式第三（第八条第一項及び第三十七条関係）

様式第三（第八条第一項及び第三十七条関係） 変更認定申請書	
提出年月日	年 月 日
内閣総理大臣 指 文部科学大臣 指 厚生労働大臣 指 経済産業大臣 指	
(提出者名) 佐々木 伸 氏 通勤先	
下記のとおり、既存加工技術等の改修・新設工事の実施に際して、本面記載のとおりに施工するものと想定されるものに該当しない場合は、既存分野の実施範囲に該当するとの判断を受ける場合、既存加工技術等の改修・新設工事の実施に際して、本面記載のとおりに施工するものと想定されるものに該当しない場合は、既存加工技術等の改修・新設工事の実施に際して、本面記載のとおりに施工するものと想定され ます。	
1. 既存加工技術の種類 2. 既存加工技術の実施方法 3. 既存加工技術の実施場所 4. 既存加工技術等の改修・新設工事の実施場所 5. 既存加工技術等の改修・新設工事の実施に際して、本面記載のとおりに施工するものと想定されるものに該当しない場合は、既存加工技術等の改修・新設工事の実施に際して、本面記載のとおりに施工するものと想定され ます。	
備考 1 变更に係る事項のみ記入し、併せてその他の記入すること。 2 既存加工技术の名称は、日本語を要請の人とすること。	

様式第四（第八条第三項及び第三十七条関係）

様式第四（第八条第三項及び第三十七条関係） 変更届出書（名称、類別を記載）	
提出年月日	年 月 日
内閣総理大臣 指 文部科学大臣 指 厚生労働大臣 指 経済産業大臣 指	
(提出者名) 佐々木 伸 氏 通勤先	

様式第五（第九条第一項及び第三十七条関係）

様式第五（第九条第一項及び第三十七条関係） 承認申請書	
提出年月日	年 月 日
内閣総理大臣 指 文部科学大臣 指 厚生労働大臣 指 経済産業大臣 指	
(提出者名) 佐々木 伸 氏 通勤先	
下記のとおり、既存分野の実施範囲に該当するための既存加工技術等の改修・新設工事の実施に際して、本面記載のとおりに施工するものと想定される（同規定第1条第3項）の規定により届け出ます。 記	
■ 提出年月日 年 月 日 ■ 承認年月日 年 月 日 ■ 評議年月日 年 月 日 ■ 評議年月日 年 月 日 ■ 承認年月日 年 月 日 ■ 評議年月日 年 月 日 ■ 承認年月日 年 月 日 ■ 評議年月日 年 月 日	
備考 用紙过大なときは、日本語を要請人とすること。	

## 様式第六（第九条第一項及び第三十七条関係）

様式第六(第八全般)及び第七(七種事務)	
事業者認証申請書	
年 月	
内閣監修大臣 指定 文部省大臣 指定 財政省大臣 指定 経済企画省大臣 指定 組合連絡会議長 指定 地方知事 指定 郡守、市長 指定 佐伯  認定人、名前 佐伯	
下記のとおり、認定官は「医療機器取扱事業者」認定令に加工医療機器取扱事業者の「認定官」に就任する。認定官は「医療機器取扱事業者」認定令の規定の運営がなされたことを証明し得る。	
是	
認定の年月日 認定の年月日  請願 用紙のときは、日本語要領を4つすること。	

## 様式第七（第九条第一項及び第三十七条関係）

## 樣式第八（第九条第二項及び第三十七条関係）

株式会社	八九二番地	第百三十七号
事務課担当者名	年月	
内勤専用印	被	
文書取扱印	被	
領收書用印	被	
領收書用印	被	
調達印	被	
購入印	被	
在庫印	被	
調達人名稱		
販賣人名稱		

下記の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に記載する各取引種別印(販賣業者印、記入不正封工業者印、販賣業者印、記入不正封工業者印)の全部の印を捺すものと存す。

記



## 様式第十二（第九条第五項及び第三十七条関係

### 様式第十三（第十条及び第三十七条関係）

## 様式第十四（第十一条及び第三十七条规定関係）

様式第十五（第三十八条関係）

様式第十六（第四十四条関係）  
提出者 姓 名  
申請のあった登記名に登録情報を利用することができるものと認められる旨の  
認定について、登録情報の登録権利に資するため登記工数を算出する旨の登録料金に関する  
規則第十九条第一項の規定による。

内閣府大臣より

文部科学大臣より

用件別請求人名  
登記料金名  
1. 登記  
2. 認定料金

様式第十七（第四十四条関係）  
支支店登記申請書  
認定番号 | 認定年月日  
年 月 日

申請登記人名 姓  
文部科学大臣 姓  
登記料金人名 姓  
登記料金人名 姓

登記料金人名 姓  
登記料金人名 姓  
登記料金人名 姓

様式第十九（第四十四条関係）

式様九(第1回の提出用)		申請者登記	年月日
申請者登記		氏名	
又文部省大臣		姓	
又官署人等		名	
又官署人等		姓	
又官署人等		名	
(複数可)			
又		姓	
又		名	
下記のとおり、教育費分担割合を充當するための積立金の積算額を定めた工事特許に提出 した場合は、提出する旨を記入する。提出する旨を記入しない場合は、提出する旨を記入せ ばならない。			
提出年月日		年月日	
提出の原因			
被申請者(同上)の 事務所			
被申請者(同上)の 住所			
認定証号			
認定年月日			

様式第二十（第四十四条関係）

第2回 第二章（第四十回）		事案説明書	平 日
内閣総理大臣 諸 文部省大臣 大臣 厚生省大臣 大臣 経済企画大臣 農林省大臣 諸議院各議員 諸選舉人名簿 在庫			
議長 伊藤 内閣官房長官 内閣官房			
下記に記載の、認定者名及び医療費控除申請事項の認定名在庫医療費控除申請事項の全部の認定をもととしてこれを認定します。		記	
認定年月日 認定番号 認定年月日 認定年月日			



様式第二十四（第四十四条開設）	分譲認可申請書	年 月 日
内閣総理大臣 聞 文部科学大臣 聞 厚生労働大臣 聞 総務産業大臣 聞		（署名捺印） 住 所 分割する人の名称 道筋九

様式第二七九(昭和19年1月版)		麥茶水銀溶液	年 月 日
内服量 毫升		100	
又飲料用 毫升		100	
導管注入用 毫升		100	
洗胃用 毫升		100	
米茶水銀 名称			
		内服	
水銀茶 名称			
水銀茶 水銀茶			
又飲料用 水銀茶 水銀茶			
導管注入用 水銀茶 水銀茶			
洗胃用 水銀茶 水銀茶			
全部の量を算出されたことを示します。記			
医師の名前			
医師の印			
看護師の名前			
看護師の印			

備考 開封のときは、日本薬局方A4とすること。

様式第二十七(第四十四条謄印)	現住址	年月日
内閣整理人口 現		
文部省学生人口 現		
厚生省衛生人口 現		
種々商業大眾 現		

記	
庚士令定年日	年　月　日
廃止しようとする理由	

廃止予定期日	年月日
廃止しようとする理由	
廃止による認定番号及び医療情報利用事業者の 廃止届け出認定期日	認定番号: 認定期日:

備考 用紙の大きさは、日本版製版用紙A4とすること。

様式第二十九（第四十四条換用）  
郵便局  
年月日

（略）  
住 所  
名 称  
連絡先

記入する場合は該欄に印を記入する。	
解消した法人の名称及び住所	名称： 住所：
解消年月日	年　月　日
解消した法人に係る認定番号並びに医療情報料 用事業の認定番号又は認定登録年月日	認定番号： 認定登録年月日

備考 用紙の大きさは、日本文書規格A-4とすること。

様式第二十九（第46条第4項）	
証定申請書	年月日
内閣総理大臣 聞	
文部科学大臣 聞	
厚生労働大臣 聞	
経済産業大臣 聞	

解説者  
住名  
道裕

様式第二十八（第四十四条関係）

## 様式第三十（第四十六条関係）

## 様式第三十一（第四十六条関係）

下記のとおり、(認定登記名加)医療機器の販事業者／認定登記名加)医療機器販賣業者)の登記(2)による登記に付する登記事務所の登記を受ける。登記の登記料は登記料の額の1%を支拂う。登記料の額は、登記の登記料の額の1%を支拂う。登記の登記料の額は、登記の登記料の額の1%を支拂う。

1. 認定登記等の登録の方法
2. 当該事業者名の登記又は被登記人の氏名及び住所
3. 会員登記

備考 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

## 様式第三十（第四十六条関係）

中譯のとおり、(認定登記名加)医療機器の販事業者／認定登記名加)医療機器販賣業者)の登記(2)による登記に付する登記事務所の登記を受ける。登記の登記料は登記料の額の1%を支拂う。登記料の額は、登記の登記料の額の1%を支拂う。登記の登記料の額は、登記の登記料の額の1%を支拂う。

登記料の額は、登記料の額の1%を支拂う。登記の登記料の額は、登記の登記料の額の1%を支拂う。

内閣総理大臣名  
文部科学大臣名  
厚生労働大臣名  
財政省大臣名

1. 名称  
2. 設定期日

内閣総理大臣名  
文部科学大臣名  
厚生労働大臣名  
財政省大臣名

1. 設定期日  
2. 設定期日

## 様式第三十一（第四十六条関係）

中譯のとおり、(認定登記名加)医療機器の販事業者／認定登記名加)医療機器販賣業者)の登記(2)による登記に付する登記事務所の登記を受ける。登記の登記料は登記料の額の1%を支拂う。登記料の額は、登記料の額の1%を支拂う。登記の登記料の額は、登記料の額の1%を支拂う。

登記料の額は、登記料の額の1%を支拂う。登記の登記料の額は、登記の登記料の額の1%を支拂う。

内閣総理大臣名  
文部科学大臣名  
厚生労働大臣名  
財政省大臣名

1. 設定期日  
2. 設定期日

内閣総理大臣名  
文部科学大臣名  
厚生労働大臣名  
財政省大臣名

1. 設定期日  
2. 設定期日

下記のとおり、(認定登記名加)医療機器の販事業者／認定登記名加)医療機器販賣業者)の登記(2)による登記に付する登記事務所の登記を受ける。登記の登記料は登記料の額の1%を支拂う。登記料の額は、登記料の額の1%を支拂う。登記の登記料の額は、登記料の額の1%を支拂う。

1. 認定登記等の登録の方法
2. 该登記事務所に就する登記を行つた被登記人の氏名及び住所
3. 会員登記

備考 1. 被登記の登記事務所の登記は、改めての登記登録を受けること。

2. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。



### 樣式第三十五（第四十六條關係）

樣式第三十六（第四十六条關係）

様式第三十七（第四十六条関係）

備考 用紙の大きさは、日本郵便規格A-4とすること。

第弐種第三十九(資料の十八類別用)	事業道送達證明
内閣総理大臣 諸 文部科学大臣 諸 厚生大臣 諸 経済産業大臣 諸 農林大臣 諸 財政大臣 諸 通運大臣 諸 運輸大臣 諸	年 月
議院 名前 在勤	
議院 名前 在勤	
下記のとおり、認定規制等の実効性要件の認定規制等を実効性要件の認定が得ることを願ふ。	
是	
認定期日	
仮認定期日	
最終定期日	
附註 本件は、日本郵便株式会社より提出されたものである。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式二十七(原題:十六国傳)	合併認可申請書	年 月
内閣総理大臣 殿		
文部科学大臣 殿		
厚生労働大臣 殿		
経済産業大臣 殿		

通緝犯

下記に記載した個人の資料の取扱いについて記入して下さい。他所からの紹介を受けた場合は、 該当する欄に記入して下さい。又、複数名の場合は各個人の資料を複数枚提出して下さい。	
記入欄	
被申込年月日	年 月 日
当社が運営する店舗は、又は併せてより認定された 店舗にて、販売を行なう場合	
会員登録の際	
合併による新規登録時、既存登録者である事の確認 記入欄に記入する場合は、該欄に記入下さい。	
1. 本登録情報の取扱いの方法	
2. 本登録情報の取扱いの方法	
3. 本登録情報の取扱いの方法	
4. 本登録情報の取扱いの方法	
5. 本登録情報の取扱いの方法	
6. 本登録情報の取扱いの方法	
7. 本登録情報の取扱いの方法	
8. 本登録情報の取扱いの方法	
9. 本登録情報の取扱いの方法	
10. 本登録情報の取扱いの方法	
11. 本登録情報の取扱いの方法	
12. 本登録情報の取扱いの方法	
13. 本登録情報の取扱いの方法	
14. 本登録情報の取扱いの方法	
15. 本登録情報の取扱いの方法	
16. 本登録情報の取扱いの方法	
17. 本登録情報の取扱いの方法	
18. 本登録情報の取扱いの方法	
19. 本登録情報の取扱いの方法	
20. 本登録情報の取扱いの方法	
21. 本登録情報の取扱いの方法	
22. 本登録情報の取扱いの方法	
23. 本登録情報の取扱いの方法	
24. 本登録情報の取扱いの方法	
25. 本登録情報の取扱いの方法	
26. 本登録情報の取扱いの方法	
27. 本登録情報の取扱いの方法	
28. 本登録情報の取扱いの方法	
29. 本登録情報の取扱いの方法	
30. 本登録情報の取扱いの方法	
31. 本登録情報の取扱いの方法	
32. 本登録情報の取扱いの方法	
33. 本登録情報の取扱いの方法	
34. 本登録情報の取扱いの方法	
35. 本登録情報の取扱いの方法	
36. 本登録情報の取扱いの方法	
37. 本登録情報の取扱いの方法	
38. 本登録情報の取扱いの方法	
39. 本登録情報の取扱いの方法	
40. 本登録情報の取扱いの方法	
41. 本登録情報の取扱いの方法	
42. 本登録情報の取扱いの方法	
43. 本登録情報の取扱いの方法	
44. 本登録情報の取扱いの方法	
45. 本登録情報の取扱いの方法	
46. 本登録情報の取扱いの方法	
47. 本登録情報の取扱いの方法	
48. 本登録情報の取扱いの方法	
49. 本登録情報の取扱いの方法	
50. 本登録情報の取扱いの方法	
51. 本登録情報の取扱いの方法	
52. 本登録情報の取扱いの方法	
53. 本登録情報の取扱いの方法	
54. 本登録情報の取扱いの方法	
55. 本登録情報の取扱いの方法	
56. 本登録情報の取扱いの方法	
57. 本登録情報の取扱いの方法	
58. 本登録情報の取扱いの方法	
59. 本登録情報の取扱いの方法	
60. 本登録情報の取扱いの方法	
61. 本登録情報の取扱いの方法	
62. 本登録情報の取扱いの方法	
63. 本登録情報の取扱いの方法	
64. 本登録情報の取扱いの方法	
65. 本登録情報の取扱いの方法	
66. 本登録情報の取扱いの方法	
67. 本登録情報の取扱いの方法	
68. 本登録情報の取扱いの方法	
69. 本登録情報の取扱いの方法	
70. 本登録情報の取扱いの方法	
71. 本登録情報の取扱いの方法	
72. 本登録情報の取扱いの方法	
73. 本登録情報の取扱いの方法	
74. 本登録情報の取扱いの方法	
75. 本登録情報の取扱いの方法	
76. 本登録情報の取扱いの方法	
77. 本登録情報の取扱いの方法	
78. 本登録情報の取扱いの方法	
79. 本登録情報の取扱いの方法	
80. 本登録情報の取扱いの方法	
81. 本登録情報の取扱いの方法	
82. 本登録情報の取扱いの方法	
83. 本登録情報の取扱いの方法	
84. 本登録情報の取扱いの方法	
85. 本登録情報の取扱いの方法	
86. 本登録情報の取扱いの方法	
87. 本登録情報の取扱いの方法	
88. 本登録情報の取扱いの方法	
89. 本登録情報の取扱いの方法	
90. 本登録情報の取扱いの方法	
91. 本登録情報の取扱いの方法	
92. 本登録情報の取扱いの方法	
93. 本登録情報の取扱いの方法	
94. 本登録情報の取扱いの方法	
95. 本登録情報の取扱いの方法	
96. 本登録情報の取扱いの方法	
97. 本登録情報の取扱いの方法	
98. 本登録情報の取扱いの方法	
99. 本登録情報の取扱いの方法	
100. 本登録情報の取扱いの方法	



備考 月賦の大きさは、日本産葉巻格入とすること。

様式第四十一（第四十六条関係）

様式第四十二（第四十六条関係）

### 様式第四十三（第四十八条第二項及び第五十九条関係）

第二章 中国古典文学名著与现代传播

様式第四十二（第四十六条關係）

第百四十二回（第六十回）		解説者出席	年 月
内閣文庫蔵 総務 文部科学省 大蔵 厚生労働省 財政 総務省 業務			
(複数用語) 在 本 名 称			
<p>下記のとおり、既に公表済み等で後述専門家である法人が合併以外の事由により変更したたる書類を提出する場合は、該書類の原本を提出して下さい。既に公表済み等で後述専門家である法人が合併以外の事由により変更したたる書類を提出する場合は、該書類の原本を提出して下さい。</p>			
解説した法人の名前及び住所		名称 所在地	
解説年月日		年 月 日	
<p>解説した法人に係る既に公表済み等で後述専門家等に提出された 認証書(登記証明書)等の原本を提出して下さい。</p>			
<p>備考 備考のときは、日本語で要旨を記入して下さい。</p>			

参考 用紙の大きさは、日本用紙規格A-4とすること。

### 様式第四十三（第四十八条第二項及び第五十九条関係）

様式第四十五（第六十一条関係）

被選舉人	（例）令和ナキ三郎及び第五条第	
代理人	名前	
代理人	在籍又は住所	
代理人	名前又は氏名	
代理人	電話番号	
上記登録者と本人、公的機関の特許開示に関するための個人ID登録番号及び名前登録番号		
（例）令和ナキ三郎登録番号第123456789番/登録者名第123番/登録者番号第123の規定による登録番号		
年	月	日
登録者は在籍又は住所		

様式第四百二十号(第六十九回用)		(表)
第 二 号		
医療分野の専門性に関するための専門加工業者登録及び専門加工業者登録に関する法律第39条 第2項の規定による登録申請書		
年 月 日	業者登録名	年 月 日 印
	業者登記名	
提出者名		